

「若者応援宣言企業」になりませんか？

「若者応援宣言企業」とは…

宣言できる期間は1年間で、
年度ごとの更新となります。

一定の労務管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)を対象とした求人を提出または募集を行っており、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小企業を「若者応援宣言企業」として、都道府県労働局・ハローワークが積極的にPR等を行う事業です。

一定の労務管理体制

積極的に若者（35歳未満）を採用・育成

詳細な企業情報・採用情報を公開

若者応援
宣言企業

ハローワークが
積極的に
御社をPR !!



「若者応援宣言企業」になると、どんなメリットがあるの？

1 若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2 御社の魅力をアピールできます	厚生労働省が運営する、「若者雇用促進総合サイト」に企業情報を掲載しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3 就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4 「若者応援宣言企業」を名乗ることができます	「若者応援宣言企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。

さらなる
メリット！

「東京都若者応援宣言企業等採用奨励金」（東京都の事業）
若者応援宣言企業で、都内HWの紹介で対象となる若者を採用した事業主に、一人当たり15万円が支給されます。（※要件あり）

どんな企業が「若者応援宣言企業」になることができるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小企業であれば、宣言できます。

- | | |
|---|---|
| 1 | 学卒求人※3など若者対象の正社員※4の求人申込みまたは募集を行っていること |
| 2 | 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること |
| 3 | 下記の雇用情報項目について公表していること
【新卒者や35歳未満の若者の採用者数・離職者数、研修内容、前年度の月平均所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）】 |
| 4 | 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと |
| 5 | 各種助成金の不支給措置を受けていないこと |
| 6 | 過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと |
| 7 | 重大な労働関係法令違反を行っていないこと 等 |

※3 大卒等求人については、「既卒3年まで応募可」であることが必要です。

※4 ここでいう正社員とは、直接雇用であり、雇用期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

☆「若者応援宣言企業」の申し込みは管轄のハローワークとなります。

厚生労働省「若者雇用促進総合サイト」のご案内！



若者雇用促進総合サイトは、学生たちが就職活動を行う際に役立つ、以下の情報をまとめたポータルサイトです。

- ① 登録企業の就労実態等の職場情報
- ② ユースエール認定企業などの各種認定の取得状況
- ③ 国が実施する若者雇用関連施策
- ④ 国や地方自治体が運営する就職相談窓口
- ⑤ ユースエール認定企業に対するインタビュー

若者雇用促進総合サイト

検索

POINT！

「若者雇用促進総合サイト」では、「ユースエール認定企業」「若者応援宣言企業」以外の企業の皆様も職場情報の登録が可能です。自社のPRのためぜひご利用ください。



若者と中小企業をつなぐ

「ユースエール認定」制度

課題

- 若者の採用・育成に積極的に取り組み、実力がある中小企業でも、知名度等から若者の採用面が課題となっている。
- 大企業と比較して、中小企業は求人倍率が高い。➡（従業員300人未満：3.59倍 1,000人以上：0.92倍）

対策

一定の基準を満たす中小企業を厚生労働大臣が認定（「ユースエール認定」）する制度を創設し、認定を受けた企業の情報発信を後押しすることにより、若者の適職選択や当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。

新設

「若者雇用促進法」平成27年10月1日施行により
「ユースエール認定制度」創設

平成28年8月19日現在

全国：64社 東京：6社

企業のメリット

認定企業は、ハローワークが積極的にPRするほか、都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の優遇措置などを受けられます。

また、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

若者のメリット

高い認定基準をクリアしていることから、若者が適切な職業選択を行う際、優良な企業の目安とすることが可能です。

また、インターネットサイト「若者雇用促進総合サイト」から認定企業の各種情報や応募可能な求人の閲覧が可能です。

「若者雇用促進総合サイト」から応募企業を選べます。

マッチング
強化



具体的なメリット

- ハローワーク等で重点的PRの実施
- 認定企業は就職面接会等へ優先参加
- 自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
- 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算
- 日本政策金融公庫による低利融資
- 公共調達における加点評価

認定基準

- 学卒求人など若者対象の正社員求人で募集
- 若者の採用や人材育成に積極的
- 青少年雇用情報などが基準をみたしている
- 青少年雇用情報を公表している
- 過去3年間に認定取り消しがないこと
- 過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによる認定辞退がないこと
- 過去3年間に新卒者の内定取り消しがないこと
- 過去1年間に事業主都合による退職がないこと
- 暴力団関係事業主でないこと
- 風俗営業等関係事業主でないこと
- 各種助成金の不正支給措置を受けていないこと
- 重大な労働関係法令違反を行っていないこと

さらなるメリット

「東京都若者応援宣言企業等採用奨励金」（東京都の事業）
ユースエール認定企業で、都内HWの紹介で対象となる若者を採用した事業主に、一人当たり30万円が支給されます。（※要件あり）



若者雇用促進総合サイト 検索



＜認定マーク＞

中小企業の皆様！ぜひ「ユースエール企業」になって、将来の企業を背負う若者の採用につなげましょう！

※制度の詳細、認定基準等については「若者雇用促進総合サイト」をご覧ください。
※ご不明な点は、申請先となります東京労働局職業安定部 若年雇用係へお問い合わせください。 TEL 03(3512)1657